

議会改革の取り組み

平成19年度

- ・ 「議会のあり方検討委員会」による議会改革に向けた検討
- ・ 収支報告書への1円以上の領収書添付
- ・ 費用弁償の1割カット(継続中)
- ・ 県内外視察の見直し(委員会での派遣報告、視察日数の縮減、海外視察の自粛等)
- ・ ホームページの充実(質疑項目、委員会視察概要、議会だよりの掲載等)
- ・ 議員報酬のカット(議長7.5万円、議員5万円)～H21.3月(1回目)

平成20年度

- ・ 四国観光議員連盟の設立(H20.4)
- ・ 農林水産関係の条例に係る集中審議、議員間討議の実施(経済委員会)
- ・ 「政府予算及び地方財政対策に係る審査会」の実施(H21.1)
- ・ 経済・雇用対策のための臨時議会(H21.1)を開催し、補正予算を可決
- ・ 議員報酬のカット(議長7.5万円、議員5万円)継続～H22. 3月(2回目)

平成21年度

- ・ 経済・雇用対策のための臨時議会(H21.5)を開催し、補正予算を可決
- ・ もてなしの阿波とくしま観光基本条例の制定(H21.6)
- ・ 関西広域連合(仮称)調査特別委員会の設置(全会派参加)
- ・ がん対策推進条例(仮称)に関するPT設置、提言書提出(H21.10)
- ・ 議場コンサートの開催(11月定例会開会日)
- ・ ホームページの全面改定、キッズページの開設
- ・ 選挙区等検討委員会による検討(政務調査費の削減(全国最低額)、議員報酬のカット継続～H24.3月(4回目))
- ・ 期末手当(6月、12月)の減額、議員報酬のカット継続～H23. 3月(3回目)

平成22年度

- ・ 正副議長の定例記者会見の実施(6月定例会閉会日～)
- ・ 高速道路全国一律料金制度に向けた超党派での要望活動の実施
- ・ 「機動的なマクロ金融・経済政策の実施を求める緊急要請」の発議(近畿2府8県議長会)
- ・ 文理大学との包括連携協定(意見交換会、委員会視聴、大学での講演)
- ・ 「関西広域連合設置に関する協議について」に対する附帯決議(H22.10)
- ・ 「TPPが本県に及ぼす影響等に係る調査会」の実施(H22. 11)
- ・ 森永乳業に対する徳島工場存続に係る要望活動の実施(H22. 11)
- ・ 期末手当(12月)の減額
- ・ 議長の交際費、活動状況のホームページ掲載(H23.3)

1 開かれた県議会を目指して

(1) 議会ホームページの充実

平成19年に設置された「議会のあり方検討委員会」では、県民への積極的な情報発信（議会ホームページの充実）についても検討がなされ、委員会視察の概要や、代表・一般質問における質問項目、委員会における質疑項目等の追加掲載が決定された。

<主なリニューアルの状況>

①平成19年6月定例会後

- ・委員会視察の概要の掲載
- ・代表・一般質問における質問項目の掲載
- ・委員会における質疑項目の掲載 等

②平成19年11月定例会後

- ・文字拡大機能の追加
- ・ホームページ画面の配色変更機能の追加 等

③平成21年9月定例会後

- ・議会FAQの設置（コールセンター対応）
- ・ふりがな機能の追加 等

④平成22年4月

- ・議会キッズページを開設

(2) 正副議長定例記者会見

開かれた議会の観点から、平成22年6月定例会より、閉会日の本会議終了後に正副議長による定例記者会見を実施し、定例会を振り返っての概要や、議長会での活動、議会の活動等について情報発信している。

(3) 徳島文理大学との包括連携協定

平成22年9月13日、徳島県議会と徳島文理大学は、包括的な連携のもと、相互に協力することにより、さまざまな地域課題に迅速かつ的確に対応するとともに、魅力ある地域づくりや地域における高度な識見を有する人材の育成に資することを目的とし、「徳島県議会と徳島文理大学との包括連携協定」を締結した。

<連携・協力事項>

- ・徳島県議会の政策形成及び調査・研究に関すること
- ・徳島文理大学の人材育成及び教育・研究環境の充実に関すること
- ・その他連携の目的を達成するために必要な事項に関すること

<事業実績>

①記念講演（H22.9.28）

「これからの地域と大学」について、徳島文理大学 桐野豊学長による記念講演が行われた。

②本会議の傍聴（H22.9.28）

徳島文理大学の学生が、平成22年9月定例会の代表質問（元木章生議員）を傍聴し、県の政策決定過程を学習した。

③講演（H22.11.30）

榎本孝議員が、徳島文理大学大学院の学生を対象に「徳島県政史について」をテーマに講演を行った。

④委員会の視聴（H22.12.6）

徳島文理大学の学生が、委員会における県予算等の議案の審議過程を視聴し、県の政策決定過程を学習した。（文教厚生委員会、県土整備委員会）

⑤若手議員と学生との意見交換会

政治に関心を持つ機会を提供するため、若手議員が大学のゼミ・講義に参加し、「政治家を志した動機」や県政全般等について意見交換を行った。

・岸本泰治議員と吉坂保紀議員が、「これからのまちづくりを考える」をテーマに学生と意見交換を行った。（H22.12.15）

・元木章生議員と岡田理絵議員が、「若手議員と若者が語る徳島県のこれから」をテーマに学生と意見交換を行った。（H23.1.21）

（4）議長交際費、議長の主な活動状況の公表

開かれた議会をさらに推し進めるため、平成22年度以降の議長交際費の執行状況及び議長の主な活動状況を、議会ホームページにおいて公開している。

2 議員提案条例・政策提言等

（1）議員提案条例（可決された条例）

「もてなしの阿波とくしま観光基本条例」

平成21年3月3日、観光振興議員連盟において、議員発議により観光振興条例（仮称）の制定を目指すことを決定する。

平成21年4月21日 第1回プロジェクトチーム検討会

観光振興議員連盟はプロジェクトチームを立ち上げ、観光振興条例（仮称）の提案に向けた検討を始めた。

座長 川 端 正 義（自由民主党・新政会）

委員 児 島 勝（自由民主党・交友会）

重 清 佳 之（明 政 会）

臼 木 春 夫（新風・民主クラブ）

長 尾 哲 見（公明党県議団）

長 池 武 一 郎（無所属クラブ）

平成21年5月26日 第4回プロジェクトチーム検討会において条例案を決定する。

平成21年6月1日 観光振興議員連盟の総会

プロジェクトチーム作成の条例案を承認し、6月定例会への提案を決定する。

平成21年6月18日 6月定例会開会日、可決。（同年6月25日施行）

＜条例制定の効果＞

- ・10月9日を「阿波とくしま観光の日」と定めた。
- ・条例第10条の規定に基づき、観光の振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進するための指針となる「徳島県観光振興基本計画」が策定され、県を挙げて「観光立県とくしま」を実現する機運の醸成が図られた。

(2) 委員長による提言・附帯決議

平成22年10月13日に開会された関西広域連合（仮称）調査特別委員会では竹内資浩委員長から飯泉知事に対し、これまでの委員会等における議論を集約する形で提言がなされた。

また、関西広域連合の設立に当たり、「四国と近畿の結節点という本県の特徴が生かされ、その成果が中心部に偏ることなく、関西全体の発展に繋がるものとする。」など、特段の配慮を求める附帯決議の提案がなされ、委員会において可決した。（本会議＝平成22年10月19日、可決）

(3) 複数会派等による提言・要望

①「徳島県がん対策推進条例（仮称）に関する提言」

平成21年6月15日 徳島県議会がん対策に関する条例検討会を設置

座長	自由民主党・新政会	副会長	川端正義
委員	自由民主党・新政会	幹事長	岡本富治
	自由民主党・交友会	幹事長	木下 功
	明 政 会	幹事長	福山 守
	公 明 党 県 議 団	幹事長	大西章英

平成21年10月16日 第5回検討会

座長において取りまとめた「徳島県がん対策推進条例（仮称）に関する提言」を全委員の賛成により承認した。

平成21年10月19日 提言書に基づき、飯泉知事に対する要請を行った。

- ＜提言の柱＞
- ・女性特有のがん対策の推進
 - ・在宅医療の推進
 - ・効果がある「がん検診」の推進

＜提言の反映・効果＞

・提言に基づき、「女性特有のがん対策の推進」について他県に例のない単独の条項として規定された。（条例第8条）

・提言に基づき、「在宅医療の推進」について、他県に例のない単独の条項として規定された。（条例第12条）

・平成22年10月1日から、中学3年生の女子を対象に子宮頸がん予防ワクチンの接種助成事業が開始された。

②「本州四国連絡高速道路（神戸淡路鳴門自動車道）の新料金制度の在り方について」

平成22年5月7日、徳島県議会はすべての会派から議員が参加し、前原国土交通大臣をはじめ政府与党等に対して、本州四国連絡高速道路の新料金制度に関する要望活動を行った。

要望活動の実施は、4月21日に開催した会長・幹事長会において決定したもので、党派を超え要望活動を行ったのは徳島県議会史上初のことである。

<要望要旨>

- ・本州四国連絡高速道路(神戸淡路鳴門自動車道)の料金については、他の高速道路と一律の料金制度とすること。
- ・新料金制度の実施により影響を受ける内航フェリーやバス、JR等の競合公共交通機関に対しても、国において十分な支援策を講じられること。
- ・新料金体系の設定にあたり、追加出資を求めないこと。

<要望活動の効果>

本県の超党派議員による要望のほか、四国議長会や関西広域連合議会等を通じた粘り強い活動の結果、本州や四国の高速道路から乗り継いだ場合の上乗せ料金は、当初発表の3,000円から500円に割引かれる案が示され、本県が強く求めていた全国一律料金制度への第一歩となった。

(その後、東日本大震災の発生により実施延期)

③「東北地方太平洋沖地震等への対応について(要望)」

東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)の発生を受け、平成23年3月15日に会長・幹事長会を緊急開催し、見舞金の贈呈や義援金の受付など議会における対応を決定したほか、支援物資の供給に対する県の対応や今回の地震を受けた本県の地震防災対策の見直し等について論議があり、その主旨を知事に申し入れることとした。

3月16日、藤田議長は飯泉知事に対し、「被災地への迅速かつ適切な支援」、県民の安全・安心の確保に向けた「本県の地震防災対策の見直し」など万全の対応を求め、要望書を提出した。

(4)その他

「TPP(環太平洋連携協定)が本県に及ぼす影響等に係る調査会」

TPPにより今後の本県農林水産業や商工業がどのような影響を受けるのか調査するため、関係部局・関係団体を招き、意見交換等を行った。

<主催> 自由民主党・新政会、自由民主党・交友会、明政会
他党派からの参加もあった。

<関係団体> JA徳島農政協議会、徳島県農業会議、徳島県酪農業協同組合、
徳島県森林組合連合会、徳島県漁業協同組合連合会

<執行部> 商工労働部 商工政策課
農林水産部 農林水産政策課、畜産課、水産課、林業振興課

○ 資 料 編

徳島県議会と徳島文理大学との連携に関する協定書

徳島県議会（以下「甲」という。）と徳島文理大学（以下「乙」という。）とは、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、県民を代表し県政の意思決定を行う甲と、学術の中心として知的資源が集積する乙が包括的な連携のもと、相互に協力し、様々な地域課題に迅速かつ的確に対応するとともに、魅力ある地域づくりや地域における高度な識見を有する人材の育成に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携し協力することに努める。

- （1）甲の政策形成及び調査・研究に関すること。
- （2）乙の人材育成及び教育・研究環境の充実に係ること。
- （3）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

（連絡調整）

第3条 甲と乙は、本協定による連携・協力を円滑かつ効果的に推進するため、必要に応じて協議を行う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定の締結日から平成23年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了までにいずれか特段の意思表示がない場合、本協定は更に1年更新されたものとし、その後も同様とする。

（疑義の処理）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成22年9月13日

甲 徳島県議会

議長

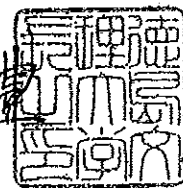
藤田



乙 徳島文理大学

学長

桐野



「もてなしの阿波とくしま観光基本条例(案)」の概要

【前 文】 ～条例制定の背景と必要性～

- 徳島県は、変化に富んだ気候や豊かな自然に恵まれ、豊富な食材や歴史的、文化的な観光資源を有するほか、長年の歴史と伝統に培われたあたたかいおもてなしの心が受け継がれるなど、観光地づくりの可能性に満ちあふれている。
- 観光は、交流人口の拡大に重要な役割を担うとともに、県民の歴史や文化等に対する理解を深め、地域への誇りと愛着を持つことができる活力に満ちた地域社会の実現を促進する。
- 観光を支える産業は、幅広い分野の事業に及ぶ総合的なものであり、地域経済の活性化、雇用機会の拡大、潤いのある豊かな生活環境の創造等、様々な領域に貢献する。
- 観光の振興を積極的に推進するため、行政のみならず、観光に携わるものはもとより、県民一人一人が観光の重要性を理解し、共通の認識を持って、自主的かつ主体的に取り組み、豊かで活力に満ちた地域社会の実現、本県経済の発展、県民生活の向上につなげていかなければならない。
- こうした認識の下、県、市町村、県民、観光事業者、観光関係団体等の総力を結集し、協働して観光の振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総 則

第1条 目 的 ～条例を制定することにより目標とする成果～

この条例は、観光の振興に関し、基本理念を定め、県の責務、県民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する基本となる事項を定めることにより、観光の振興を戦略的かつ積極的に推進し、もって豊かで活力に満ちた地域社会の実現、本県の経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

第2条 定 義

観光事業者・観光関係団体・県民等

第3条 基本理念 ～目指すべき「もてなしの阿波とくしま像」～

観光の振興は、県、市町村及び県民等がそれぞれの立場において協働し、一体となって、次に掲げる事項の実現を目指すことを基本理念として取り組まなければならない。

- ◆ 他の都道府県及び外国の人々に対して、本県の良さを周知し多くの観光旅行者が繰り返し本県を訪れることにより、本県全体が活力あるものとなっていること。
- ◆ すべての県民が、観光の振興への関与及び地域を訪れる人々との交流を通じて、地域に対する誇りと愛着を持ち、活力に満ちた地域社会を形成することにより、地域経済の発展がもたらす利益と豊かな県民生活を享受できていること。
- ◆ 創意工夫を生かした個性豊かな観光地が形成され、地域の歴史、文化、伝統等に培われたおもてなしの心により、高齢者、障害者、外国人その他観光において特に配慮を要する者をはじめとするすべての人々が安心して快適に観光ができるよう配慮されていること。
- ◆ 地域の景観や自然環境と調和した徳島県ならではの魅力的な観光地が形成されていること。

第4条～8条 関係者の役割等 ～条例を推進するための役割分担～

第4条
県の責務

第5条
市町村との連携等

第6条
県民の役割

第7条
観光事業者の役割

第8条
観光関係団体の役割

第二章 観光の振興に関する基本的施策

第9条 観光振興基本方針 ～県が推進する観光振興施策の基本方針を規定～

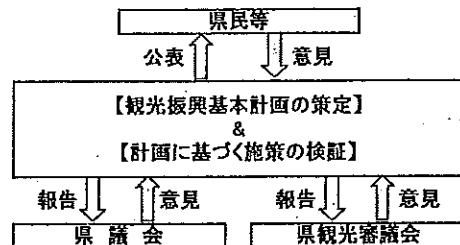
県は、基本理念にのっとり、次に掲げる観光の振興についての基本方針に基づき、観光の振興に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- ◆ 自然、文化、歴史、産業等に関する観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図ること。
- ◆ 徳島県ならではの魅力的な産品の創出を図るなど、観光地としての総合的な魅力の向上を促進すること。
- ◆ 自然体験活動、農林水産業に関する体験活動等を目的とする旅行等の新たな観光の分野の開拓を図るとともに、県内での宿泊や長期の滞在を伴う旅行を促進すること。
- ◆ 徳島県ならではのおもてなしの心と観光に関する利便性の向上により、県民等が一体となった観光旅行者の受入れ態勢の整備を促進すること。
- ◆ 本県の魅力を戦略的に発信するための取組を促進すること。
- ◆ 県内のすべての地域が活気にあふれ、活力に満ちたものとなるための取組を促進すること。
- ◆ 姉妹都市との交流や経済交流を通じて外国からの観光旅行者の誘致を図るなど、国際観光の振興に関する取組を促進すること。
- ◆ 県内の各地域間の連携及び四国地方、近畿地方等の近隣の地域の府県との連携による取組の推進により、広域的な観光の振興を図ること。

第10条 観光振興基本計画

知事は、観光の振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進するため、観光振興基本計画を定め、その計画を公表するとともに、計画に基づき実施された施策の成果の検証を行う。

知事は、施策の検証の結果について、議会に報告し、意見を聴くとともに、当該検証の結果の概要を公表する。



具体的な施策

議員独自の視点も盛り込んで

第11条 阿波とくしま観光の日等

観光の関心と理解を深め、観光振興に共通の認識を持つことができるよう、阿波とくしま観光の日及び阿波とくしま観光週間を設ける。

第12条 地域の観光の振興に関する総合力の向上等

- 県は、観光地間の相互の連携を図るとともに、各地域の観光振興の総合力向上のために必要な施策を講ずる。
- 県は、観光地の一体感の醸成を図るため、必要な施策を講ずる。

第13条 観光の振興に寄与する人材の育成

県は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光事業者の知識・能力の向上等の必要な施策を講ずる。

第14条 自然環境及び良好な景観保全等

県は、観光地の自然環境及び良好な景観の保全並びに環境美化の促進を図るため、必要な施策を講ずる。

第15条 安全及び安心の確保

県は、観光旅行者が安全に安心して観光ができるように必要な施策を講ずる。

第16条 広報及び啓発

県は、県民等の観光振興に対する意識の高揚や観光振興に関する取組への積極的な参画が促進されるよう、広報及び啓発に努める。

第17条 観光に関する統計の整備等

知事は、観光に関する統計の整備及び充実を図るとともに、その成果を県民等に提供する。

第18条 財政上の措置

県は、観光の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 雑 則

第19条 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

もてなしの阿波とくしま観光基本条例

目次

前文

第一章 総則（第一条―第八条）

第二章 観光の振興に関する基本的施策（第九条―第十八条）

第三章 雑則（第十九条）

附則

徳島県は、太平洋側の地域、瀬戸内側の地域、山岳地域といった地域ごとに気候が異なり、全体として多様な変化に富んだ気候を有するとともに、鳴門の渦潮、県南部の海、剣山、吉野川等の心がいやされる豊かな自然に恵まれ、こうした環境の中で育てられたなると金時、すだち、阿波尾鶏、鳴門わかめ、鱧等の豊富な食材を有している。

また、徳島県は、世界に誇り得る阿波踊りをはじめ、阿波人形浄瑠璃、阿波藍、阿波和紙、阿波正藍しじら織、大谷焼といった伝統的な文化や産業、うだつの町並み、祖谷のかずら橋といった歴史的又は文化的な遺産等の魅力あふれる観光資源を有するほか、県民には長年の歴史と伝統に培われたあたたかいおもてなしの心が受け継がれるなど、多くの観光客を引き付ける観光地づくりの可能性に満ちあふれている。

観光は、少子高齢社会において将来の定住につながる交流人口の拡大に重要な役割を担うとともに、県民の本県の歴史、文化等に対する理解を深め、県民が地域への誇りと愛着を持つことができる活力に満ちた地域社会の実現を促進するものである。

そして、観光を支える産業は、旅行業や旅館業のみならず、本県の基幹産業である農林水産業や商工業をはじめとする幅広い分野の事業に及ぶ総合的なものであり、地域経済の活性化、雇用機会の拡大、潤いのある豊かな生活環境の創造等、様々な領域に貢献するものである。

こうした観光の振興を積極的に推進するためには、その基本的な方向性を明らかにし、行政のみならず、観光事業者や観光関係団体といった観光に携わるものもとより、県民一人一人が観光の重要性を理解し、本県の魅力を高めることが必要であるとの共通の認識を持って、自主的かつ主体的に観光の振興のための活動に取り組んでいく必要がある。

さらに、観光の振興を通じて、豊かで活力に満ちた地域社会の実現、本県の経済の発展及び県民生活の向上につなげていかなければならない。

こうした認識の下、県、市町村、県民、観光事業者、観光関係団体等の総力を結集し、それぞれの立場で協働して観光の振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、観光の振興に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興を戦略的かつ積極的に推進し、もって豊かで活力に満ちた地域社会の実現、本県の経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 観光事業者 旅行業、旅館業等の観光旅行者を対象とする事業を営む事業者その他の観光に関する事業を営む事業者をいう。
- 二 観光関係団体 観光の振興を目的として、観光事業者、行政機関等で構成する団体をいう。
- 三 県民等 県民、観光事業者、観光関係団体及びその他の地域社会を構成する者をいう。

(基本理念)

第三条 観光の振興は、県、市町村及び県民等がそれぞれの立場において協働し、一体となつて、次に掲げる事項の実現を目指すことを基本理念として取り組まなければならない。

- 一 他の都道府県及び外国の人々に対して本県の良さを周知し、多くの観光旅行者が繰り返し本県を訪れることにより、本県全体が活力あるものとなっていること。
- 二 すべての県民が、観光の振興への関与及び地域を訪れる人々との交流を通じて、地域に対する誇りと愛着を持ち、活力に満ちた地域社会を形成することにより、地域経済の発展がもたらす利益と豊かな県民生活を享受できていること。

- 三 創意工夫を生かした個性豊かな観光地が形成され、地域の歴史、文化、伝統等に培われたおもてなしの心により、高齢者、障害者、外国人その他観光において特に配慮を要する者をはじめとするすべての人々が安心して快適に観光ができるよう配慮されていること。

四 地域の景観や自然環境と調和した徳島県ならではの魅力的な観光地が形成されていること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する観光の振興についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、観光の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、基本理念にのっとり、県民等に対して観光の振興に関する共通の認識を持つことができるよう情報の提供を行うとともに、県民等が相互に連携し、一体となつて観光の振興に取り組むことができるよう必要な支援及び総合調整を行うものとする。

(市町村との連携等)

第五条 県は、観光の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連携に努めるものとする。

- 2 県は、地域の特性を生かした観光の振興に関する広域的な施策を実施する市町村に対し、情報の提供、技術的な助言等を行うものとする。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、観光に対する関心及び理解を深めるとともに、観光旅行者を温かく迎え、地域の魅力を十分に伝えるため、観光に関するボランティア等の地域が一体となった観光の振興に関する取組に積極的に参画するよう努めるものとする。

2 県民は、県が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第七条 観光事業者は、基本理念にのっとり、自らが直接観光旅行者と接する機会を多く有し、観光の振興における中心的な立場にあることにかんがみ、観光に関する情報の発信、観光旅行者に対する心のこもったサービスの提供等の事業活動を通じ、本県を訪れる観光旅行者の満足度の向上に努めるものとする。

2 観光事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、豊富な食材を生産する農林水産業等の地域における他の分野の事業者との連携に努めるものとする。

3 観光事業者は、県が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第八条 観光関係団体は、基本理念にのっとり、観光に関する情報の発信、観光旅行者の誘致及び受入れ態勢の整備等に取り組むものとする。

2 観光関係団体は、県が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 観光の振興に関する基本的施策

(観光振興基本方針)

第九条 県は、基本理念にのっとり、次に掲げる観光の振興についての基本方針に基づき、観光の振興に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

一 自然、文化、歴史、産業等に関する観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図ること。

二 徳島県ならではの魅力的な産品の創出を図るなど、観光地としての総合的な魅力の向上を促進すること。

三 自然体験活動、農林水産業に関する体験活動等を目的とする旅行等の新たな観光の分野の開拓を図るとともに、県内での宿泊や長期の滞在を伴う旅行を促進すること。

四 徳島県ならではのおもてなしの心と観光に関する利便性の向上により、県民等が一体となった観光旅行者の受入れ態勢の整備を促進すること。

五 本県の魅力を戦略的に発信するための取組を促進すること。

六 県内のすべての地域が活気にあふれ、活力に満ちたものとなるための取組を促進すること。

七 姉妹都市との交流や経済交流を通じて外国からの観光旅行者の誘致を図るなど、国際観光の振興に関する取組を促進すること。

八 県内の各地域間の連携及び四国地方、近畿地方等の近隣地域の府県との連携による取組の推進により、広域的な観光の振興を図ること。

(観光振興基本計画)

第十条 知事は、観光の振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進するため、観光の振興に関する基本的な計画（以下「観光振興基本計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、観光振興基本計画を定めるに当たっては、県民等の意見を反映することができ、必要措置を講じるとともに、あらかじめ、徳島県観光審議会の意見を聴かな

ければならない。

3 知事は、観光振興基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、観光振興基本計画の変更について準用する。

5 知事は、観光振興基本計画に基づき実施された観光の振興に関する施策について、その成果の検証を行うものとする。

6 知事は、毎年度、前項に規定する検証の結果について、議会に報告し、意見を聴くとともに、当該検証の結果の概要を公表するものとする。

(阿波とくしま観光の日等)

第十一条 県民等において、広く観光についての関心と理解を深めるとともに、観光の振興に関する共通の認識を持つことができるよう、阿波とくしま観光の日及び阿波とくしま観光週間を設ける。

2 阿波とくしま観光の日とする日及び阿波とくしま観光週間とする期間は、知事が別に定める。

3 県は、阿波とくしま観光の日及び阿波とくしま観光週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(地域の観光の振興に関する総合力の向上等)

第十二条 県は、県内の各地域における観光地間の相互の連携を図るとともに、観光の振興に寄与する人材の活用、観光に関する情報の集約及び提供等の各地域の観光の振興に関する総合力の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県内の観光地の一体感の醸成を図るため、観光地における観光旅行者に対する情報の表示等について統一された規格、色彩、デザイン等の活用を促進するなど必要な施策を講ずるものとする。

(観光の振興に寄与する人材の育成)

第十三条 県は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光に関する事業に従事する者の知識及び能力の向上、地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等の必要な施策を講ずるものとする。

(自然環境及び良好な景観の保全等)

第十四条 県は、観光地における自然環境及び良好な景観の保全並びに環境美化の促進を図るため、自然体験活動を通じて県民等及び観光旅行者の自然環境及び良好な景観の保全並びに環境美化に対する理解の増進を図るなど必要な施策を講ずるものとする。

(安全及び安心の確保)

第十五条 県は、観光地において事故、災害等が発生した場合における必要な情報の提供等、観光旅行者が安全に安心して観光ができるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第十六条 県は、県民等の観光の振興に対する意識の高揚及び観光の振興に関する取組への積極的な参画が促進されるよう、観光の振興に関する広報及び啓発に努めるものとする。

2 前項に規定する広報及び啓発を行うに当たっては、県民等がこの条例について十分に

理解するとともに、愛着を持つことができるよう、配慮するものとする。

(観光に関する統計の整備等)

第十七条 知事は、観光の振興に関する施策を効果的に実施するため、観光に関する情報の収集、観光に関する動向の調査及び分析等を行い、観光に関する統計の整備及び充実を図るとともに、その成果を県民等に提供するものとする。

(財政上の措置)

第十八条 県は、観光の振興に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 雑則

(委任)

第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

観光の振興に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興を戦略的かつ積極的に推進し、もって豊かで活力に満ちた地域社会の実現、本県の経済の発展及び県民生活の向上に寄与する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議第5号

「議案第20号・関西広域連合設置に関する協議について」に対する附帯決議

上記の議案を別紙のとおり徳島県議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成22年10月18日

提出者 関西広域連合(仮称)調査委員長 竹内 資 浩

徳島県議会議長 藤 田 豊 殿

「議案第20号・関西広域連合設置に関する協議について」に対する附帯決議

知事は、関西広域連合の設立に当たり、次の事項に特段の配慮を行うよう求める。

- 1 関西広域連合がそのまま道州制に転化するものではないことを前提に、新たな広域行政モデルとして、しっかりと取り組むこと。
- 2 四国と近畿の結節点という本県の特徴が生かされ、その成果が中心部に偏ることなく、関西全体の発展に繋がるものとする。
- 3 引き続き県民への周知を図り、県民と離れた存在とならず、その成果が実感できるものとなるよう留意すること。

以上、決議する。

平成22年10月19日

徳 島 県 議 会

徳島県がん対策推進条例
(仮称)に関する提言

平成21年10月19日

徳島県議会がん対策に関する条例検討会

はじめに

厚生労働省の研究班の推計によれば、男性の2人に1人、女性の3人に1人が、「がん」になる可能性があるといわれている。

また、県民の疾病による死亡の原因として、昭和56年以降、今日まで継続して第1位を占め、しかも、その増加は際だったものがある。

かつて「がん」は不治の病とされたが、現在では早期発見、早期治療により決して死に至る病ではなくなっている。しかしながら、時機を失すれば悲劇的な結末につながりかねず、患者の心理的・経済的負担は、極めて大きなものとなっている。

こうしたことから、私ども議員においても、それぞれが「がん」対策に関して調査・研究を重ねてきたところであり、平成21年6月定例会では、自由民主党・新政会の竹内議員が代表質問において、県民の安全・安心のためにも、早急に「がん対策条例」を制定し、がん予防に対する県民の意識を高め、がん対策を着実に推進していくべきとの提言を行い、執行部における条例制定に向けた作業がスタートしたところである。

また、県議会においても、「がん対策条例」の策定段階から様々な提言を行い、県民の視点に立った、本県ならではの、きめ細かな条例となるように「徳島県議会がん対策に関する条例検討会」を立ち上げ、検討を重ねてきたところである。

検討過程においては、本県における「がん対策基本計画」に基づく各種施策の推進状況等について意見交換を行うとともに、他県のがん対策に関する条例等も詳細に分析し、本県のがん対策として、今後、更に加速化・重点化して取り組むべき分野として、「女性特有のがん対策の推進」、「在宅医療の推進」、「効果があるがん検診の推進」の3つの施策を条例に盛り込むべき事項として決定したところである。

今般、「徳島県がん対策推進条例（仮称）」の骨子素案が取りまとめられ、今後、徳島県健康対策審議会での審議やパブリックコメントの実施といった条例制定に向けた動きが具体化するが、これまでの検討会における論議が本県のがん対策の推進に反映されるよう、地域住民の代表である議員の視点から「徳島県がん対策推進条例（仮称）」に関する提言を行う。

最後に、私ども検討会としては、早期に条例が策定され、がんに負けない社会の実現に向けた県民一丸となった取組が一日も早く展開されることを祈念する。

徳島県議会がん対策に関する条例検討会

座長	自由民主党・新政会	副会長	川端正義
委員	自由民主党・新政会	幹事長	岡本富治
委員	自由民主党・交友会	幹事長	木下功
委員	明政会	幹事長	福山守
委員	公明党県議団	幹事長	大西章英

I 条例制定の意義

がんは、我が国において昭和56年より死因の第1位であり、「人口動態統計」によれば、現在では年間30万人以上の国民がなくなっている。

また、がんは加齢により罹患リスクが高まることから、今後の高齢化の進展が予測される中、がんに罹患する人及びがんにより死亡する人は増加していくものと推測される。

こうしたことから国においては、平成19年4月に「がん対策基本法」を施行するとともに、「がん対策推進基本計画」を策定し、行政、がん患者を含めた国民、関係団体等が一体となってがん対策に取り組み、「がん患者を含めた国民が、がんを知り、がんと向き合い、がんに負けることのない社会」の実現を目指すこととなった。

さらに、同法には「当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、都道府県がん対策推進計画を策定しなければならない」と規定されており、各都道府県にがん対策推進計画の策定が義務づけられることとなった。

こうしたがん対策強化の気運が高まるなかで、本県においても、法の規定に沿い「徳島県がん対策推進計画」を平成20年3月に策定し、がんによる年齢調整死亡率の20%減少(75歳未満)、すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上を目標に、取り組みが始まったところである。

県の「がん対策基本計画」の策定後1年を経て、がん診療連携拠点病院の整備、地域連携クリティカルパス等を介した病院間の連携推進、患者の治療計画を緩和ケアを進めるための医師に対する研修、がん予防に関する普及啓発など、各種施策が実施され、がん対策が着実に推進されている。

今後においても、こうした取組をさらに加速させ、より高いレベルの「がん対策」を総合的に展開することが重要であり、その実効性を条例の側からも支援していくという意味においても、条例制定の意義は大きい。

また、がん対策に関する条例は、全国の都道府県では島根県、高知県、新潟県、神奈川県及び長崎県の5県で制定されているだけであり、本県が6番目の県として、多くの都道府県に先駆け条例を制定することは、県民の生命を守り、がんに負けない社会の実現に向け、行政や医療関係者のみならず、患者をはじめ県民を挙げた取り組みを展開していこうという強い意思を表すものである。

Ⅱ 条例に盛り込むべき事項

1 女性特有のがん対策の推進

(1) 現 状

女性特有のがんとして、「乳がん」、「子宮がん（頸がん、体がん）」、「卵巣がん」等がある。

欧米では、「乳がん」が、女性のがんのトップであり、日本においても食生活の欧米化などの理由により、増え続けており、日本の女性のがんによる死亡率も「乳がん」が5番目となっている。また、30歳から64歳までの壮年層の女性に限ればトップとなっている。

「子宮頸がん」は、世界で年間約50万人が発症し、約27万人が死亡している。女性のがんとしては「乳がん」に次いで2番目に多い。国内でも年間1万人以上が発症し、約3500人が死亡していると推計される。30代後半から40代に多いが、最近は感染原因である性交渉の低年齢化などが影響し、20～30代の若い患者が増えている。

平成18年の全国の「乳がん」による死亡者数は11,177人、「子宮がん」による死亡者数は5,513人である。

本県の実況を見てみると、「子宮がん」による死亡率は10.2（全国第6位）と高く、乳がんによる死亡率も17.9（全国第15位）となっている。

【平成18年 人口動態統計】

死 因	全 国			徳 島 県		
	死亡者数	死亡率	死因順位	死亡者数	死亡率	全国順位
総 数	329,314	261.0	—	2,367	295.5	12
乳 房	11,177	17.3	9	75	17.9	15
子 宮	5,513	8.5	11	43	10.2	6

(2) 課 題

「乳がん」、「子宮頸がん」とも、検診で容易に見つけることのできる「がん」であり、早期に見つかれば、ほぼ100%治癒するにもかかわらず、欧米諸国の受診率が70～80%であるのに比べ、日本の受診率は20%程度と非常に低い。

その受診率の低い日本の中においても、本県の受診率は、全国を下回っている。

【平成19年 国民生活基礎調査結果】

	全 国	徳 島
乳がん検診率	20.3%	17.0%（41位）
子宮がん検診率	21.3%	19.0%（41位）

(3) 提 言

「女性特有のがん」について、他県に例のない単独の条項として規定し、女性特有のがんの予防に関する正しい知識の普及やがん検診受診率の向上のための取り組みを推進していただきたい。

特に、がんの予防に関する正しい知識の普及に関しては、教育現場と連携を密にした取り組みを推進していただきたい。

(背 景)

国の「がん対策推進基本計画」は、がん検診の受診率について「5年以内に50%以上」との目標を掲げている。

しかし、子宮頸がん、乳がんの受診率は約20%と他のがんに比べ低く、国は、子宮頸がん、乳がんの受診率の受診率を引き上げるため、平成21年度補正予算において、子宮頸がん、乳がんの無料検診を事業化した。

国は、子宮頸がん、乳ガンの検診無料化により受診率アップに弾みを付けたい考えであり、全国に比較して検診率の低い本県としては、これを格好の契機と捉え、受診率アップに向けた取り組みを進めることが重要である。

2 在宅医療の推進

(1) 現 状

人が亡くなる場所を見ると、昭和20年代（88%）以降、自宅での死亡は激減しており、昭和55年には38%、そして、平成18年には12%にまで減っている。

厚生労働省の「終末期に関する調査等報告書」（H16.7）では、自分が痛みを伴う終末期状態の患者となった場合、多くの一般国民は、自宅療養した後で、必要になった場合には、緩和ケア病棟又は医療機関に入院することを希望している。

がん対策基本法に基づく国の「がん対策推進基本計画」では、こうした在宅医療を希望するがん患者の意向を踏まえ、住み慣れた家庭や地域での療養も選択できるよう、在宅医療の充実を図ることが求められている。

○ 在宅療養での利点

家族と一緒に過ごすことで、患者の気持ちは安らぎ、痛み止めも入院中よりも減らすことができる。自宅では、よく眠れるようになり、睡眠薬が不必要になることも多いようである。食欲も出てき、家族も病院で患者に付き添うよりも、自宅の方がストレスを感じないなど、患者と家族が、住み慣れた我が家で自由に穏やかな時間を過ごせることが一番の利点とされている。

○ 在宅療養の不安な点

緊急時の対応、食事などの栄養、身体の清潔保持や排泄などの介護に対する家族の精神的・肉体的負担、精神的な不安（患者と家族ともに）、医療器具や薬の管理、経済的な問題などが不安としてあげられている。

(2) 提 言

多くのがん患者の意向を踏まえ「緩和ケアをはじめとする在宅医療」が選択できるよう、「在宅医療の推進」について、他県に例のない単独の条項として規定し、医療機関、医師会等の関係団体、市町村等の協力を得ながら体制づくりを進め、在宅医療の充実を図っていただきたい。

(背 景)

住み慣れた我が家で自由に穏やかな時間を過ごすために在宅医療を選択する患者も増加している。

しかしながら、がん患者における現実には、病院などの施設内での死亡が94%近くまで達し、自宅で死を迎えた割合は6%程度である。

県内のがん患者の状況も、入院患者が全国平均より多く、増加傾向にあり、在宅での死亡率も7.39%と全国平均をわずかに上回る程度である。

3 効果がある「がん検診」の推進

(1) 現 状

市町村では、昭和57年から老人保健法に基づく事業として、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん検診が実施され、平成10年度の一般財源化を経て、現在は、健康増進法に基づく事業として実施されている。

職域では、企業における福利厚生や健康保険組合等における独自の保健事業として取り組まれ、実施主体により検診の種類や対象者、費用等が異なっている。

がん検診については、近年、がん検診の効果を科学的な方法で評価したうえで、効果があると実証されてから公共の政策として実施するのが、国際標準となってきた。

我が国でも、がん検診の効果の判定は行われている。この中で、科学的な方法によって、がん死亡率の減少が認められたのは、「胃」、「大腸」、「肺」、「乳房」、「子宮頸部」などにおけるいくつかの検診となっている。

一方、実施主体によっては、上記のがん検診以外にも、前立腺がん検診を実施しているところもあり、また、健康増進事業の中で、肝臓がんの原因であるB型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルス検査も実施されている。

(2) 提 言

5大がん以外の効果がある「がん検診」の推進についても、市町村との連携や最新の医学情報の収集等を図りつつ、「がん対策」を推進していただきたい。

(背 景)

がん検診により、がん死亡を減少させるためには、有効な検診を正しく実施する必要がある。

現在、対策型検診として行われている「がん」以外にも、例えば、前立腺特異抗体（PSA）検診のように、全国のほぼ半数の市町村が実施している状況をみれば、「胃」、「大腸」、「肺」、「乳房」、「子宮頸部」の検診以外にも、今後、公共施策として対策型検診を推進すべきものがあると思われる。

※ 対策型検診とは、集団全体の死亡率減少を目的とし、公共的な予防対策として行われている。市町村が行う住民検診としての集団検診・個別検診や職域の法定検診に付加して行われるがん検診が該当する。

Ⅲ 検討会の活動経過

○ 平成21年6月15日 「がん対策に関する条例検討会」の設置及び第1回検討会の開催

がんは、県民の疾病による死亡の最大の原因となっており、この対策を、県民を挙げた取り組みとすることが喫緊の課題となっており、議会としても、がん対策の総合的、計画的な推進に向け検討を進めていく必要がある。

こうしたことから、自由民主党・新政会、自由民主党・交友会、明政会及び公明党県議団の4会派からなる「がん対策に関する条例検討会」を設置し「がん対策条例」の策定段階から様々な提言を行うことを確認した。

○ 平成21年7月8日 第2回検討会の開催

保健福祉部健康増進課 石本課長（現、保健福祉部医療健康総局次長）の出席を要請し、徳島県におけるがん対策の現状について説明聴取を行うと共に意見交換を実施した。

【主な論点】

- がんを取り巻く現状（患者の状況、死亡の状況、検診の状況）について
- がん対策の重点課題について
 - ・放射線療法及び科学療法の推進、治療の初期段階から緩和ケアの実施、がん登録の推進
- がん医療について
 - ・がん医療提供及び連携体制の整備、がん診療連携拠点病院の整備、緩和ケアの推進、在宅医療の充実、医療従事者の育成
- がん医療に関する相談支援及び情報提供について
- がんの予防、早期発見について

第2回検討会の風景



○ 平成21年10月1日 第3回検討会の開催

執行部による条例策定作業が本格化していることから、今後、精力的に検討を行い、早急に提言を取りまとめ、知事に要請することを決定する。

まずは、第4回検討会を速やかに開催し、保健福祉部医療健康総局 石本次長の出席を要請し、「徳島県がん対策推進条例（仮称）」の骨子素案の説明聴取を行うことを決定する。

また、議員の視点から条例に盛り込むべき事項に関し、座長の腹案を示すと共に委員においても積極的に検討することを確認する。

○ 平成21年10月14日 第4回検討会の開催

保健福祉部医療健康総局 石本次長より「徳島県がん対策推進条例（仮称）」の骨子素案について、「がん対策連絡会議」の概要と併せて説明聴取を行うと共に意見交換を実施する。

意見交換の後、本県のがん対策として、今後、更に加速化・重点化して取り組む分野として、「女性特有のがん対策の推進」、「在宅医療の推進」、「効果がある「がん検診」の推進」の3つの施策を条例に盛り込むべき事項として整理し、座長において提言の最終案の取りまとめを行うことを決定する。

【主な論点】

- ・ 関係者の役割において、「市町村の責務」を明確に規定できないか。特に、検診の実施等、市町村には中心となって積極的に取り組んでほしい。
- ・ 「緩和ケアの推進」については、ベット数の不足等、提供体制が十分整っていない。在宅医療と組み合わせて推進する必要がある。
- ・ 「女性特有のがん対策の推進」として、女性専用の外来窓口や女医、女性の医療スタッフなど環境を整備すると検診を受けやすいのでは。
- ・ 喫煙については、「がん対策連絡会議（10/2日開催）」でも意見が出ているが、食生活や運動などと併せ、生活習慣や生活環境が健康に及ぼす影響といった視点で、「がんの予防・早期発見」等の条項に規定されている。

○ 平成21年10月16日 第5回検討会の開催

座長において取りまとめた「徳島県がん対策推進条例（仮称）」に関する提言」（案）を全委員の賛成により承認した。

承認に至る過程においては、今回も特に、喫煙に関して、青少年への教育や受動喫煙の防止等、具体的な表現が必要との意見もあった。

最後に、知事に対し10月19日に要請活動を行うことを決定する。

要 望 書

本州四国連絡高速道路（神戸淡路鳴門自動車道）
の新料金制度の在り方について

平成22年5月

徳 島 県 議 会

本州四国連絡高速道路（神戸淡路鳴門自動車道） の新料金制度の在り方について

平成22年4月9日、国土交通省において、本年6月に予定されている高速道路の新たな料金体系が発表された。

現在、神戸淡路鳴門自動車道は、他の高速道路に比べ割高な料金が設定されているところであるが、今回の新料金制度においても、他の高速道路と比べて、軽自動車・普通車ともに、それぞれ1千円の割高設定となるとともに、高速道路を乗り継げば、更に当路線分の上限料金が上乗せされることとなり、徳島県に来る場合、本州や九州の移動と比べ2倍以上の料金が必要となっている。

もとより、神戸淡路鳴門自動車道は、京阪神都市圏と本県を結ぶ大動脈であり、関西地域の高速道路網と一体となり、「四国8の字ネットワーク」を形成する四国縦貫・横断自動車道等の高速道路整備の進展と相まって、広域的な交流を通じて経済社会の発展や文化の振興に寄与する重要かつ根幹的な社会資本である。

しかしながら、現在、他の高速道路と比して割高な通行料金が障壁となり「平成の関所」とまで言われている中で、今回の新料金制度は、本県に暮らす人々の「公平な移動の権利」を阻害し、「平成の関所」が「平成の大関所」となり、本県にとっての大きな差別が発生するのみならず、本州や九州地方の各県との地域間格差が更に拡大することにつながるものであり、さらに、その制度の前提として、現在まで合意していない平成34年度までの地方自治体からの出資延長までもが盛り込まれており、到底受け入れることはできない。

よって、国におかれては、架橋効果を十分発揮させ、また、地域間格差を是正するためにも、神戸淡路鳴門自動車道の料金については、他の高速道路と一律の料金制度とするとともに、新たな料金制度の実施により影響を受ける内航フェリーやバス、JR等の競合公共交通機関に対し、十分な支援策を講じるよう強く要請する。

徳島県議会議長

豊 田 藤

徳島県議会副議長

樹 直 本 杉

徳島県議会議員

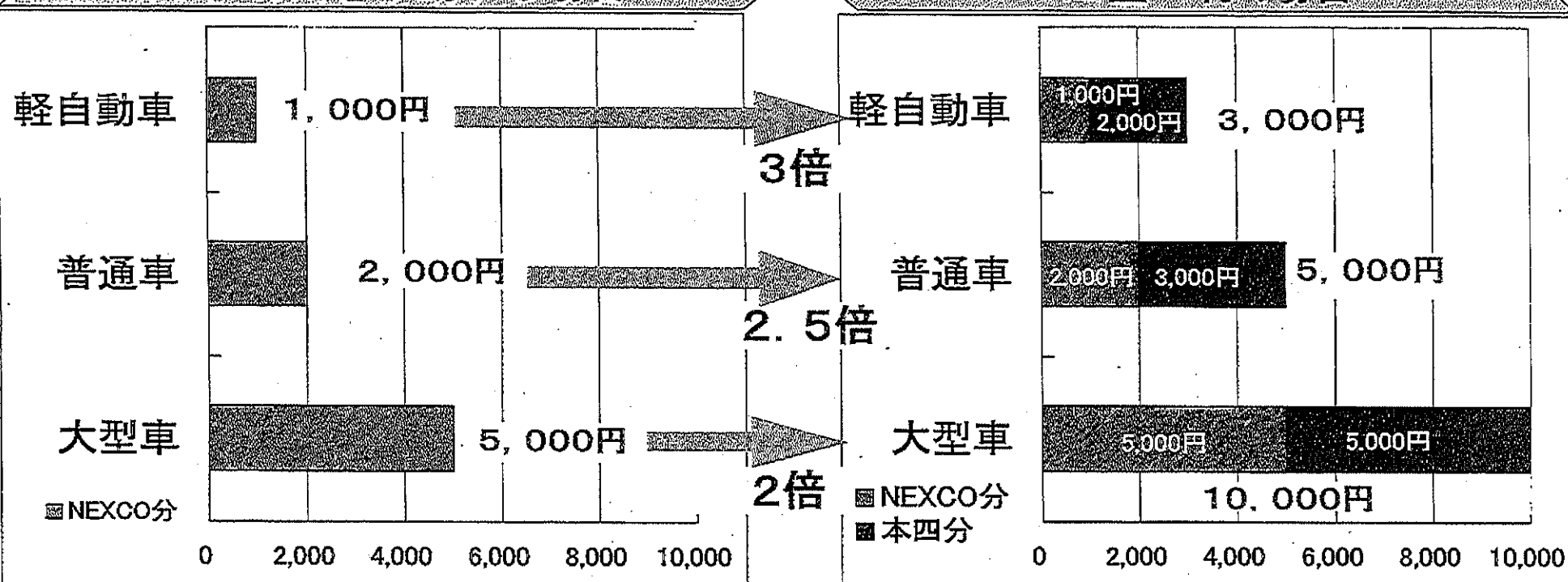
美義美二生也思功守亨之一彦紀豊敦樹見	征正一祐章勝宏	南端藤若木島多下山木見清川野坂田川本尾	木川遠丸元北喜木福三嘉重黒庄吉山扶森長	浩孝治邇生勝治明朗絵史文博章治夫知一郎英	資富正恒泰義貴理正正清春美武章	内本本井島本田沢田丸代田崎崎木田池西	竹樫岡寺南児岸喜西岡岩来森黒松臼古長大
--------------------	---------	---------------------	---------------------	----------------------	-----------------	--------------------	---------------------

「平成の関所」から、さらに「平成の大関所」へ

四国は大きな差別

本州・九州を移動する場合

四国へ行く場合



四国へ行く場合、本州や九州の移動と比べて2～3倍の金額
アクアラインは800円の割引が継続

本州・九州と四国の地域格差がさらに拡大

平成23年3月16日

徳島県知事 飯泉 嘉門 殿

徳島県議会議長 藤田 豊

東北地方太平洋沖地震等への対応について（要望）

去る3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、我が国における観測史上、最大の規模を記録し、東北地方を中心に死者・行方不明者は数万人にも及ぶ甚大な被害をもたらしました。人命救助はもとより、被災された方々への迅速、適切な支援の必要性を痛感する次第であります。

こうした中、県議会においては、昨日、急遽、会長・幹事長会を開催し、この度の大震災への対応について早速に協議し、

- (1) 岩手県、宮城県及び福島県に対して、見舞金をお送りすること
- (2) 県議会としても被災された方々への義援金の募集をすること
- (3) 県議会事務局職員に対して災害協力の派遣要請があれば対応することを決定したところであります。

知事におかれましても、今回の未曾有の大震災に対して、既に被災地に職員を派遣するなどの支援を行っておられますが、今後とも、迅速かつできる限りの被災地支援に努められるとともに、本県の防災対策についても、なお一層の取組みを進め、県民の安全・安心の確保に万全を期するよう要望します。